

平成26年9月10日

デジタルハリウッド株式会社
代表取締役 鳥越 憲一 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 吉川萬里子



ご連絡

本協会からの平成26年4月30日付申入書、6月19日付ご連絡、8月1日付ご連絡に対し、貴社からは平成26年5月30日付、7月4日付、8月22日付でそれぞれ回答書をいただきました。ご対応ありがとうございました。

貴社からのご回答及び併せてご送付いただいた受講約款新旧対照表により、本協会が消費者契約法に定める不当条項等に該当するものとして指摘し改善の申し入れを行ってきた事項について、一定の是正が図られたものと確認いたしました。

つきましては、今回の申し入れについては一旦処理を終了することとしたいと存じますので、9月30日までに、新しい受講約款への移行予定をお知らせいただくとともに、改訂後の契約書及び関連書類一式をご送付ください。

本協会としては、今回の申し入れについては一定のご理解と改善が得られたものと評価しておりますが、今後も、貴社が消費者に対して交付する書面の内容や実際の運用が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて、絶えず关心を持って注視し、もし違法・不当な運用があれば改めて是正の申し入れ等を行う所存ですので、その旨申し添えます。

また、従前よりお知らせしておりますとおり、貴社のご対応を含む本件の一連の経過、貴社からの回答書及びその内容につきましては、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することも併せて申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL: 03-5614-0543
FAX: 03-5614-0743